



議案第六十四号

坂本地区農業用排水施設整備事業の経費の賦課基準並びにその

徴収の時期及び方法について

次のとおり坂本地区農業用排水施設整備事業の経費の賦課基準並びにその徴収の時期及び方法について、三朝町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和四十七年三朝町条例第十六号）第二条第二項の規定により、本議会の承認を求める。

昭和五十年七月三日

三朝町長 松村 清 成

昭和五拾年七月三日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

記

一 事業の名称

単果農薬用用排水施設整備事業

二 施行場所

東伯郡三朝町大字坂本地内

三 経費の賦課基準

一〇アール当り二一、〇〇〇円

四 徴収の時期

昭和五十年十二月一日から

昭和五十一年三月三十一日まで

五 徴収の方法

金銭とし、三朝町税条例（昭和四十五年三朝町条例第十八号）の例による。